

和歌山労働局長が長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請を行いました。

2018年9月～10月

和歌山労働局長が「年次有給休暇取得促進期間」(10月)、「過重労働解消キャンペーン」(11月)の協力要請を労使等関係8団体に行いました。



和歌山県経営者協会



日本労働組合総連合会和歌山県連合会(連合和歌山)



和歌山県商工会議所連合会



和歌山県労働基準協会



和歌山県商工会連合会



和歌山県トラック協会



和歌山県中小企業団体中央会



和歌山県社会保険労務士会

過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)では、11 月は過労死等防止啓発月間とされており、今年も「過重労働解消キャンペーン」(11 月)が行われます。キャンペーン期間中には過労死等の問題について理解を深める「過労死等防止対策推進シンポジウム」等を予定しています。

今年 7 月 6 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)が公布されました。また、同月 24 日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定されたところです。

和歌山労働局では、このキャンペーンを前に「年次有給休暇取得促進期間」(10 月)と併せて、長時間労働削減のために、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進める必要性や長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改める取組について、松淵労働局長が県内の労使等関係 8 団体を訪問し、協力要請を行いました。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、

著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化

休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、この要請の際、労働災害防止、和歌山県最低賃金(10 月 1 日から時間額 803 円)や治療と仕事の両立支援等の周知についても、協力要請を行いました。

和歌山労働局では今後も過重労働の防止を始めとする「働き方の見直し」を普及・啓発してまいります。

平成 30 年 月 日

使用者団体の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした「働き方の見直し」が求められています。

こうした中、本年 7 月 6 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布されました。また、同月 24 日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が頂立てされるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれたところです。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化、休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており、そのため、本年も、昨年に引き続き 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、勤務間インターバル制度、朝型勤務、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

また、新たな大綱においても、事業主団体・経済団体においては個々の企業では改善が困難な長時間労働につながる商慣行の是正にむけた取組を推進していくことが盛り込まれました。

これまで、貴団体におかれましては、働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対して、周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

和歌山労働局長
松淵 厚樹

平成 30 年 月 日

労働者団体の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められるとともに、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした「働き方の見直し」が求められています。

こうした中、本年 7 月 6 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布されました。また、同月 24 日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が頂立てされるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれたところです。

この長時間労働の問題について、厚生労働省においては、著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化、休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成 26 年 11 月に施行された過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において、11 月は過労死等防止啓発月間とされており、そのため、本年も、昨年に引き続き 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することといたしました。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、勤務間インターバル制度、朝型勤務、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまで、貴団体におかれましては、働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方の見直し」が進むよう、御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

和歌山労働局長
松 淵 厚 樹